

登録・入会手続きについて

社会保険労務士の登録・入会手続きにつきましては、申請書類と費用が必要となります(登録と入会は同時に行っていただきます)。

下記の案内をご参照のうえ、申請書類を本会事務局へ郵送してください。

「登録・入会に必要な書類」は本会へメールまたは電話にてお取り寄せください。

【必要書類請求先】千葉県社会保険労務士会 事務局

- メール touroku@sr-chiba.org

1). 件名は「登録・入会書類の送付依頼」とご入力ください。

2). 本文には下記①～⑤をご入力ください。

①氏名(ふりがな) ②郵便番号・送付先 ③電話番号(日中連絡先)

④登録希望日(毎月1日) ⑤登録種別(開業・法人社員・勤務・その他)

- TEL 043-223-6002(平日9時～17時)

【登録申請締切日】

締切日(必着)	登録日
令和7年5月20日(火)	令和7年6月1日
令和7年6月20日(金)	令和7年7月1日
令和7年7月4日(金)	令和7年8月1日
令和7年8月5日(火)	令和7年9月1日
令和7年9月5日(金)	令和7年10月1日

*以降の締切日はホームページに随時更新しますのでご確認ください。

*窓口にて申請を希望する場合は、事前に本会へ連絡のうえご予約をお願いします。

【登録書類送付先】

〒260-0015 千葉市中央区富士見 2-7-5 富士見ハynesビル 7F
千葉県社会保険労務士会 事務局あて

【費用のお支払方法】

指定口座へ事前にお振込みのうえ、払込受領書のコピーまたはネットバンキング振込画面の印刷を提出書類に添付してください。

【その他】

1. 郵便の到着が遅くなっているため、届出書類は余裕をもって事前にお取り寄せいただき、締切日は必ずお守りくださいますようお願いいたします。
2. 書類不備の場合等、再提出が締切日までに間に合わない場合は、ご希望の登録日で受理できかねますのでご注意ください。